

あつまれ〜 子ども大学ぎょうだ



市では、埼玉県やものづくり大学、NPO法人子育てネット行田、行田市民大学と連携して、子どもの知的好奇心を刺激する学びの機会を提供することを目的とした「子ども大学ぎょうだ」を開校します。

授業では次の3分野を学びます

- ・ものごとの原理や仕組みを追求する「はてな学」
- ・地域を知り郷土を愛する心を育てる「ふるさと学」
- ・自分を見つめ人生や将来について考える「生き方学」

学習プログラム

日時	場所	内容
7月13日(土) 午前8時45分～11時45分	ものづくり大学	・入学式 ・《はてな学》アニメーションをつくろう
7月27日(土) 午前9時15分～正午	県立さきたま史跡の博物館 はにわの館	・《ふるさと学》はにわのひみつ 自分だけのはにわをつくろう
8月10日(土) 午前9時15分～11時45分	総合福祉会館「やすらぎの里」	・《生き方学》心のバリアフリーをめざして ・学園祭準備
8月31日(土) 午前9時15分～11時45分	産業文化会館	・学園祭の準備
9月28日(土) 午前9時15分～11時45分	ものづくり大学	・《ふるさと学》忍城への道と行田の道路(昔のみち、今のみち) ・《はてな学》ピサの斜塔はなぜ傾くの? ～身近な土と地盤のはなし～ ・修了式
10月(実施日未定)	水城公園市民広場	・学園祭※「浮き城のまち行田こどもまつり」で学園祭を行います。

- ▶対象 市内の小学4～6年生
- ▶定員 50人(申し込み多数の場合は6月26日(水)午後2時から産業文化会館3階3C会議室で公開抽選会を行います)
- ▶参加費 1,500円(保険料、教材費などを含む)
- ▶申し込み ひとつくり支援課で配布している申込書に必要事項を記入の上、6月10日(月)～25日(火)に持参、郵送、FAXのいずれかの方法で提出してください。
【持参・郵送】〒361-0052 行田市本丸2-20 行田市教育委員会ひとつくり支援課
【FAX】556-0770
- ▶問い合わせ 子ども大学ぎょうだ実行委員会(ひとつくり支援課内) ☎556-8319

お気軽にご相談ください

「わが子」のための自立支援セミナー・出張プレ相談を開催します

社会的ひきこもり・ニートなど、社会的に孤立する「わが子」を抱える保護者のための自立支援セミナーを開催します。「自立」までを長引かせないために、はじめの一步を、ここから踏み出してみませんか。

	セミナー(要申し込み)	プレ相談(要申し込み)
日時	7月6日(土) 午後1時30分～4時30分	7月20日(土)午後1時15分・午後2時・午後2時45分・午後3時30分・午後4時15分からの各枠30分程度
定員	20人(先着順)	5組(先着順)

- ▶場所 商工センター404研修室
- ▶対象 義務教育を修了した15歳から39歳までの「未就労」の子どもを抱える親・家族(夫婦での参加も可)※お子さん本人の参加はご遠慮ください
- ▶費用 無料
- ▶申し込み・問い合わせ 6月6日(木)午後1時から若者自立支援センター埼玉 ☎048-255-8680 (受付時間は午後1時～7時)

一人でかかえこまないで

行田市いじめそうだんホットライン開設中

「いじめを受けていてつらい」と感じていたら、すぐに行田市いじめそうだんホットラインをご利用ください。



行田市いじめそうだんホットライン

- ▶電話相談 ☎0120-279-874
- ▶利用時間 午前8時30分～午後6時(土・日曜日、祝日を除く)
- ▶メール相談 yuuki@city.gyoda.lg.jp
- ▶対象 小・中学生およびその保護者など
- ▶問い合わせ 教育研修センター ☎556-6458

国民健康保険の加入・喪失手続きはお早めに

国民健康保険(国保)に加入するときや、勤務先の健康保険に加入して国保をやめるときは、14日以内に届け出が必要です。必要書類を持参の上、保険年金課で手続きをしてください。

▶必要書類

【国保に加入するとき】※勤務先の健康保険をやめるときなど

- ・勤務先の健康保険の資格喪失証明書または離職証明書

【国保をやめるとき】※勤務先の健康保険に加入したときなど

- ・国保と勤務先の健康保険の保険証

▶注意

- ・国保の加入日は、手続きをした日ではなく、今まで加入していた健康保険の資格を喪失した日です。届け出が遅れると、国民健康保険税も加入月までさかのぼって課税されますので、1回の支払い額が高額になることがあります。
- ・国保の資格を喪失した後に、国保の保険証を使用して診療を受けた場合は、国保が負担した医療費を返還していただきます。
- ・受診中に保険が変更となった場合は、医療機関に申し出て、新しい保険証を提出してください。

▶問い合わせ 同課国保担当(内線271)

ひとり親家庭等医療費助成制度の受給者の方へ

受給者の方には、前年の所得に対して、毎年6月に自己負担金に関する「課税者」「非課税者」の判定を行っています。

今年は「課税者」「非課税者」の変更がない方にも受給者証を送付しますので、6月からは新しく届いた受給者証をお使いください。なお、受給者証の発送は、6月中旬を予定しています。

▶問い合わせ 保険年金課医療担当(内線227)

国民健康保険税の軽減と課税限度額が変わります

国民健康保険税の軽減制度

前年中の所得が一定額以下の世帯に対して、国民健康保険税の均等割と平等割を軽減する制度があります。平成25年度から軽減割合が変更になりました。

世帯主および被保険者の前年の所得金額の合計額	軽減割合	
	変更前	変更後
33万円以下	6割	7割
33万円 + (24.5万円×世帯主を除く被保険者数)以下 (例) 4人世帯の場合: 33万円 + (24.5万円×3) = 106.5万円以下	4割	5割
33万円 + (35万円×被保険者数)以下 (例) 4人世帯の場合: 33万円 + (35万円×4) = 173万円以下	なし	2割

▶注意 軽減を受けるためには、世帯全員(世帯主、国保被保険者で16歳以上の方)の所得の申告が必要です。所得のない方や確定申告などで被扶養者になっている方も、必ず申告をしてください。

国民健康保険税の課税限度額

平成25年度から課税限度額(1世帯の年間の上限度額)を引き上げました。

区分	課税限度額	
	引き上げ前	引き上げ後
医療分	500,000円	510,000円
後期高齢者支援金分	130,000円	140,000円
介護保険分	100,000円	120,000円

▶問い合わせ 保険年金課国保担当(内線271)

▼問い合わせ 環境課環境業務担当 ☎5556
9530 FAX 55310792

さしあげます

- ▷洗濯機(5.5L・2層式) ▷額縁(4個) ▷パラボラアンテナ
- ▷マットレス(セミダブル) ▷テレビ(地デジチューナー付き・14インチ) ▷本棚

やぶってください

- ▷自転車(大人用・折りたたみ) ▷石油ファンヒーター
- ▷17弦琴 ▷椅子2脚(背もたれ付き) ▷囲碁セット
- ▷チャイルドシート ▷ベビーサークル ▷天体望遠鏡
- ▷耕運機(家庭用) ▷製めん機(家庭用) ▷デジタル一眼レフカメラ ▷冷蔵庫(350L前後) ▷ベッド(ダブルまたはセミダブル) ▷電子ピアノ ▷一輪車(16インチ)
- ▷物置(スチール製・1畳ほどのもの) ▷デジタルカメラ

市では、資源の有効利用とごみの減量化を図るため、不用品登録制度を実施しています。この制度は、紹介制です。紹介後は個人間のやり取りとなります。登録品は無料で、登録期間は3カ月です。

なお、円滑な仲介事務を進めるため、不用品登録の際に、写真の提供をお願いしています。写真を提供していただける方は、申し付けください。

不用品情報